

農林漁業への移住・就業動画及びVR動画制作業務 仕様書

1 委託業務名

農林漁業への移住・就業動画及びVR動画制作業務

2 業務の目的

コロナ禍等による田園回帰や地方分散の機運の高まりを、本県農林漁業へ人財を呼び込む契機と捉え、県外から本県へ移住し、農林漁業への就業を考えている方をターゲットに、就業と暮らしの情報を組み合わせた「移住・就業動画」及び本県農林漁業の主要作業を体感できる「VR動画」を制作するとともに、それらを活用した情報発信を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月3日（金）まで

4 業務内容

(1)「農林漁業への就業と本県での暮らしをイメージできる」動画の作成

① 内容

ア 動画の内容は下記内容を含むものとする。

- ・ 県内各地域の特色を捉え、仕事（農林漁業）、生活圏、暮らしなど、移住・就業希望者が必要とする情報
- ・ 本県へ移住し、農林漁業に従事している「先輩」の体験談等の紹介
- ・ 各地域における移住・就業支援策等の紹介
- ・ その他、県が必要と認めるもの

イ 様々な年代の興味・関心を高めるよう、動画の進行役（インタビュアー等）を起用するなどの工夫をし、テンポよい動画構成とする

② 作成数

ア 4パターン（①東青地域、②津軽地域（中南・西北）、③県南地域（三八・上北）、④下北地域）

③ 仕様

ア 動画時間：1パターン当たり5分程度（予定）

イ 撮影画質等：解像度 Full HD（1920×1080）以上、アスペクト比 16：9

ウ ファイル形式：MP4等、ウェブ（YouTubeなど）に掲載可能であること

エ その他（※VR動画と共通事項）

- ・ 必要に応じてテロップ（日本語）、現場音、BGM等を実装すること
- ・ テロップは、農林漁業になじみの薄い方でも理解できるよう、専門用語は控え、分かりやすい言葉を用いること

- ・編集時にはグレーディング（色調整）を行うこと
- ・制作する映像に使用する素材（映像、音源等）については、既存のものを使用することを許容するが、成果物納品後、著作権が委託者に譲渡されることを踏まえ、適切な権利処理を行った上で使用すること
- ・動画等には撮影者が映らないようにし、一般の方等が映る場合は、本人から使用許諾を書面で得るなど、肖像権を侵害しないこと
- ・委託内容には、撮影クルーの手配、車両・交通費、イベント等への入場料、取材先や関係者との交渉、取材・撮影に必要な業務・経費及び全体の運営管理を含む

（２）「本県農林漁業の主要作業を体感できる」VR動画の作成

① 内容

- ア 本県農林漁業の主要作業を体感できるものとすること
- イ VR動画の特性である臨場感を生かした映像となるよう工夫すること

② 作成数

- ア 4パターン（各VR動画は、5場面以内で構成すること）
- ※ 水稲、果樹、野菜、畜産、林業、水産業から県が選定し、4作目（パターン）・各5場面以内を別途指示する

③ 仕様

- ア 動画時間：1パターン当たり5分程度（予定）
- イ 撮影画質等：フレームレート30fps以上、解像度4K以上
- ウ 映像方式：VR、360°全方位、動画
- エ ファイル形式：VRゴーグルでの視聴のほか、PCやタブレット、スマートフォンで再生可能であり、ウェブ（YouTube等）に掲載可能であること

（３）動画・VR動画及び就業体験会等の広報・広告

① 内容

移住や農林漁業への就業に興味がある層にターゲットを絞り、下記内容の広告を契約期間内に通算5か月以上、各月3回以上内容を変えて展開する。

- ア 作成した動画及びVR動画への誘引
- イ 県内市町村等が実施する農林漁業への就業体験会への参加者誘引

② 広告の種類

- ア リスティング広告又はディスプレイ広告：Google、Yahoo!等
- イ ソーシャルメディア広告：Twitter、YouTube、Instagram等
- ウ その他、県が必要と認めるもの

5 中間報告

- (1) 事業の円滑な実施のため、受託者は、定期的に進捗等を委託者に報告するものとする
- (2) 報告の方法については、委託開始から2か月ごとを目安に、進捗状況及び撮影済みデータ等について、委託者の確認を得ることとする。

6 成果品

本業務に係る成果品については、「7 納品期限」までに、青森県農林水産部農林水産政策課に提出する。

- (1) 業務報告書（広告の内容及び効果・実績を含む）
- (2) 動画データ一式を記録した電子媒体（DVD等）：1セット
- (3) VRゴーグル（スタンドアローン式）等*：1セット

※操作者が視聴している映像を、外部ディスプレイ等に出力可能なアプリケーションや端子等を含む機器等一式

7 納品期限

「6 成果品」で提出を求める成果品の納品日については、下記のとおり分納とする。

- (1) 令和4年11月25日（金）まで
 - ① 動画データ一式を記録した電子媒体（DVD等）
 - ② VRゴーグル（スタンドアローン式）等
- (2) 令和5年3月3日（金）まで
 - ①業務報告書（広告の内容及び効果・実績を含む）

8 その他

- (1) 本仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。その結果、業務内容の変更等があり得ることとする。
- (2) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。受託者又は受託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (3) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) この業務により制作された著作物の著作権（著作権法27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に帰属するものとする、また、受託者が再委託

した第三者が制作した著作物の著作権（著作権法 27 条及び第 28 条の権利を含む）についても委託者に帰属するものとする。

- (5) 受託者（受託者が再委託した第三者を含む）は、委託者及び委託者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。